

## ユ一ネットだより

令和7年度 6月号



### 流山市くらしサポートセンター ユ一ネット

〒270-0121 千葉県流山市西初石3丁目101-21鈴木ビル1F  
 TEL 04-7197-5690 Mail : yu-net@lec.co.jp  
<https://public.lec-jp.com/seikatukonkyuu-nagareyama/>  
 受託運営：株式会社東京リーガルマインド



【ごあいさつ】 暮らしに困っている相談者によりそいながら、自立に向けてお手伝いをするのが、

**流山市くらしサポートセンター ユ一ネット** です。

今号では、「8050」と「ひきこもり」の問題を取り上げました。各相談員が様々な相談者の心の声をしっかりと聴き、適切な支援へとつなげていきたいと思ひます。本人だけでなく、家族の方などからの相談もお受けしますので、お困りのことがありましたらお気軽にご相談ください。相談内容の秘密は守られます。

## 「8050」と「ひきこもり」の問題について

これらの問題については、当事者の親が高齢になっており、今後の息子や娘の生活について相談に来所するのが殆どのケースです。本人も年齢が高くなり、ひきこもっている期間が長期に及び、社会や地域とのつながりが無くなっているため、ひとり暮らしになった場合に自力で生活ができるかという心の心配からの相談ですが、それぞれのケースで異なる特徴があります。

### 1. 家族の「ひきこもり」についての相談者

内訳/年度	R4年度	R5年度	R6年度
A「ひきこもり」についての相談者	8	14	9
※Aのうち当事者が50歳以上の者	5	2	1

### 2. 精神疾患（発達障害・知的障害を含む）の相談者

内訳/年度	R4年度	R5年度	R6年度
B精神疾患等の相談者（障害含む）	47	53	40
※Bのうち当事者が50歳以上の者	27	30	27

### 3. 相談事例から見えること

まず、相談の内容として、根本的な違いとしてあるのが親の経済や家族の状況です。

#### （1）経済的な要素について

①両親が亡き後も、子に残せる財産があるため、経済的には心配がないケース

この場合の相談内容は、子が一人になってから、社会生活を送っていく上で必要なこと、例えば、基本的な食生活や衛生、健康状態の維持、日常生活で必要な支払手続きや契約行為、地域内での役割などが一人になったときにできるか、という内容です。

②両親の支えが喪失すると経済的に子が困窮するケース

この場合は、子が経済的にも自立することが必要になるケースです。

自立への最善の方法は「就労」ですが、長期間、ひきこもっていた方がすぐに就労することは極めて困難であり、例え、本人が就職に向かっただけでも、現実の就労環境やニーズとマッチするかという問題にもぶつかります。

#### （2）将来も支援できる「キ一パーソン」となる者がいるか

上記①②いずれにおいても、将来的にも継続的に支援（内容は経済的支援に限らず）することが可能な兄弟姉妹や親類などが存在する場合は、支援可能なレベルにより、両親の心配する内容が異なってきます（①であるならば心配は社会性の部分）。

しかし、このような理解あるキ一パーソンに恵まれる例は少なく、兄弟姉妹がいても、長年ひきこもっている当事者に対して無関心、或いは拒否感が強く、支援が期待できない場合が多いというのが現実です。

※親がひきこもりの子を幼少時から家族の中心に据えた形の生活（家計支出も含めて）を続けてきたことで、兄弟姉妹が我慢を強いられ、不公平感を募らせてきた結果、将来のキ一パーソンになることを拒否する事例などがあります。

#### （3）「8050」当事者（親と子）について

長年のひきこもり状態から立ち直っていく事例を見ると、両親が相当な苦勞をしてきたことが分かりますが、それぞれのケースで様々なタイプがあります。

①親が「前進」を求めて積極的に動くケース

ひきこもり当事者が、再び社会的接点を持つ過程では、「家族会」や「親の会」などへの参加とその後の「居場所」の存在が足掛かりとなる事例が、会や支援関係者の集まりで紹介されています。

# 流山市生活困窮者自立支援事業

(つづき)

共通の悩みを抱える家族（親）が集まることで、孤立感が癒され、貴重な情報を得ることなどが、家族会に関わる意義です。

しかし、それぞれの会に参加している当事者の年齢にはある程度の幅があり、50代以上の子を抱えた親の場合、他の参加者との世代ギャップにより、その会には馴染めず（話や価値観も合わない）、複数の会を渡り歩いて、ようやく自分たちに合った場を見つけた、という両親もいます。

## ②親がひきこもりの子を庇護し続けるケース

「8050」問題に該当する数件の事例では、子に知的障害や発達障害の特徴が見られました。

現在では、周囲の知識や理解も広がり、早い時期から療育や医療につなげて、子の長所を活かした進路に導くことも一般的ですが、この世代の親が子育て中の時代は、子の特性（様々な理由により他の子ができることができない）を現実として受け入れできず（或いは気づかない）、「普通の道」（普通に進学、普通に就職など）を無理に歩ませようとすることで、本人がオーバーフロー状態となってしまう、以後、不登校からひきこもりへと進んでしまったケースです。

このようなケースでは、むしろ、親が子を社会や地域から隠してしまい、庇護し続けることで、親子共々引き返せない年齢になっています。この庇護の中心については、経済的な扶養状態を続ける意味とは別に、子の能力や将来性をいつまでも信じて期待していること、子がこうなった責任は親である自分にあるとして（育て方の失敗）、子が自立することを諦めてしまい、親の高齢化に伴い共依存の関係になっていることも含まれます。

## ③親が無関心・放置・虐待するケース

①や②とは異なり、親の側の事情や理由（多くは経済的な困窮）により、子に最適な教育・療育・医療・公的給付などの支援につなぐ「知識」が乏しい、さらには、その「意識」もないため、相談することすら思いつかず、子が自立する力をつけることなく成人し、社会に適応できずに「ひきこもり」になってしまうケースです。

## 4. これまでの対応例に見る結果について

### (1) 解決の糸口に至らないケースについて

「8050」問題の相談で、子の自立（経済的に不安のない場合では社会的自立の意）に至ったケースは、残念ながら少ないのが現実です。

両親からの初回相談後の失敗（というより答えが出ない）するタイプとしてあるのは、

- ①ひきこもりの当事者本人が現れない（拒否・無気力）。
- ②両親が相談を中断する（これまで様々な相談機関を渡り歩いており、どこでも解決の道が見つからなかったことからの判断・見切り）。
- ③本人との面談が実現したが、話しが噛み合わない。
  - 1) 自分が関心を持っていることが現実の問題と乖離している。
  - 2) 明らかに精神疾患が障害（発達・知的）があると思われるが、本人（家族も）病識がないため、次のステップへ進む足掛かりができない。
- ④特に母親と子が相互依存や隷属（母親が子のすべての要望に応えてしまう・子は母親としか会話できない）の関係になっている。
- ⑤父親は総じて叱咤激励してきた経緯があるが、子はそれを嫌がり、会話もしなくなっていることが多い。

### (2) 少しの前進があったケースについて

では、一歩が踏み出したケースでの特徴的（要素）なことは何でしょうか。

- ①ひきこもっている本人が危機意識を持っていること。

この場合は、親側の事情（経済的困窮、病気、要介護、死去）により、本人は、自身が、いずれ外に出なければならぬことを自覚しており、その切っ掛けを掴みたいとの希望を持っていること。
- ②過去に一定の就労期間がある。

長期間のブランクがあるとはいえ、過去に社会人として、ある程度の就労経験がある場合は、「会社」や「働く」というイメージが残っており、就労支援の話にも耳を傾けられるため、背中を一押しされることで就労活動に進めたケース。
- ③キーパーソンが「障害」や「病気（精神）」に気づき、精神科や心療内科につなげることに協力的であった。

このことにより、障害者手帳の取得や障害福祉サービスの受給が可能になり、とりあえずスタートラインに立つ足掛かりができたケース。
- ④自分の特徴を客観的にとらえられる。

自分の体臭や近所の目が気になる、など、他者から見れば過剰な自意識と思われる理由で外出できないことを克服するため、それらの障壁を少しずつ取り除く努力を継続することで、次のステップに進めたケース。

「8050」や「ひきこもり」の問題は、潜在的な当事者家族が多く存在すると想定され、今後も複雑な事例が出てくることが考えられることから、ユーネットに相談があった場合は、流山市において昨年度からスタートした「生きづらさ包括支援事業」における、多機関による協働事業の枠組みと連携して対応してまいります。

## 住居確保給付金のご案内（ユーネットが申請窓口となります。）

家賃負担を軽減することで、離職後の就職活動や家計収支の改善を支援する「住居確保給付金制度」についてご案内します。

制度には、月々の家賃相当額（※）を最大9か月間支給する「家賃補助」と、転居に要する費用相当額（※）を支給する「転居費補助」の2種類があります。

（※）支給額には上限や制限があります。

住居確保給付金の詳細や申請条件などについては、当ホームページの「ユーネット案内リーフレット（PDF）」をご覧ください。

